

政策評価に関する有識者会議 福祉・年金WG（第18回）	資料 2-2
令和7年7月28日	

概要（実績評価書（案）のポイント）

施策目標Ⅶ－1－5

自殺総合対策大綱に基づき、自殺対策を推進すること

確認すべき主な事項（実績評価書）

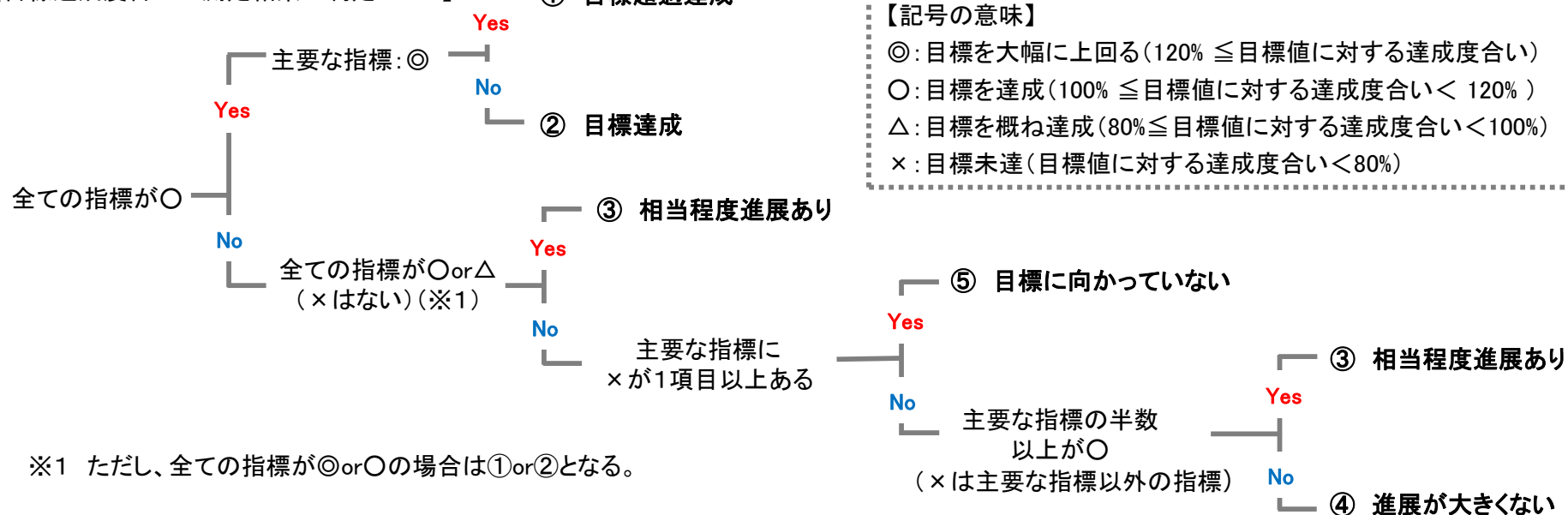
測定指標について	
1	各測定指標の目標達成状況の判断は適切か。 (注1)当該年度の実績値が集計中の場合は、過年度の実績値の推移や当該年度の実績値の速報値等から合理的に達成状況を判断する。
有効性の評価について	
2	目標未達となった指標について、その要因が記載されているか。
3	目標を大幅に超過して達成した指標について、その要因が記載されているか。また、当初設定した目標値は妥当であったか。
4	外部要因等の影響について、適切に分析されているか。
効率性の評価について	
5	目標未達となった指標に関連する事業の執行額の推移や実施方法は妥当であったか。 (注2)複数年度にわたり、目標未達が続いている場合には、当該指標に関連する予算額や実施方法に何らかの見直しが必要か。
6	施策目標全体としての執行率が低調な場合には、その理由と改善方策は記載されているか。
7	目標値を達成していることにより、直ちに効率的に施策が実施されているとは言えず、同水準のアウトプット又はアウトカムを達成する上で、効率的な手段で実施されたかについて説明が記載されているか。
現状分析について	
8	各測定指標の達成状況、有効性及び効率性の評価の結果を踏まえ、施策目標の進捗状況の評価結果や今後の課題は記載されているか。
次期目標等への反映の方向性(施策及び測定指標の見直し)について	
9	目標未達となった指標について、今後の具体的な改善策が記載されているか。
10	過年度の実績値の推移等から、既に役割を終えたと判断される測定指標はあるか。該当がある場合には、新たな測定指標をどうするか。
11	現状分析で記載した課題等に対応して、どのように対応していくのか。また、新たに測定指標等の設定の必要があるか。
12	各指標の目標値の設定水準は、同様の考え方や水準を維持してよいか。

厚生労働省における施策目標の評価区分（目標達成度合いの測定結果）

○ 厚生労働省における政策評価実施要領 別紙1－4 実績評価書様式の記載要領

各行政機関共通区分	要件
①目標超過達成	全ての測定指標の達成状況欄が「○」で、かつ主要な指標が目標を大幅に上回るもの
②目標達成	全ての測定指標の達成状況が「○」で、かつ主要な指標が目標を大幅に上回っていないもの
③相当程度進展あり	- 全ての測定指標の達成状況が「○」又は「△」(①もしくは②に該当する場合を除く)、もしくは、 - 主要な測定指標以外の一部の測定指標の達成状況が「×」となったが、主要な測定指標の半数以上が「○」で、現行の取組を継続した場合、相当な期間を要せずに目標達成が可能であるもの
④進展が大きくない	主要な測定指標以外の一部の測定指標の達成状況が「×」となり、かつ主要な測定指標の達成状況の「○」が半数未満で、現行の取組を継続した場合、目標達成に相当な期間を要すると考えられるもの
⑤目標に向かっていない	主要な測定指標の達成状況の全部又は一部が「×」となり、施策としても目標達成に向けて進展していたとは認められず、現行の取組を継続しても目標を達成する見込みがないもの

【目標達成度合いの測定結果の判定フロー】



厚生労働省における施策目標の評価区分（総合判定）

○ 厚生労働省における政策評価実施要領 別紙1－4 実績評価書様式の記載要領

【総合判定の区分】

総合判定区分		要件
A	目標達成	測定結果が①又は②に区分されるもの
		測定結果が③に区分されるもので、その他外部要因等を加えて総合的に判断し、目標を達成していると判断できるもの
B	達成に向けて進展あり	測定結果が③に区分されるもの（「目標達成」と判定されたものを除く。）
		測定結果が④に区分されるもの
C	達成に向けて進展がない	測定結果が⑤に区分されるもの

（参考1）主要な指標の選定要件

- 達成目標ごとに1つ以上主要な指標を選定しなければならない。
- 主要な指標の選定基準は、以下のいずれかに当てはまると料される指標から選定する。
 - ① 当該指標の達成に向けて、多くの予算・人員等が投入されているもの
 - ② 当該指標について、国民の関心が高く行政上も課題となったもの
 - ③ その他、目標達成に向けて重要性が高いと判断するもの

（参考2）参考指標

- 当該施策目標の実績評価に当たって、達成すべき水準（目標値）を定める測定指標としては適さないが、施策の実施状況や、施策を取り巻く状況の変化を把握するために有益であると思われる指標。

（参考3）有効性の評価、効率性の評価、現状分析

【有効性の評価】

- 目標を達成している場合には、主として施策のどのような点が有効性を高めるのに寄与したのかを分析・説明する。
- 目標を達成できなかった場合には、その理由として以下の①～④等の観点から要因を分析・説明する。
 - ① 目標数値の水準設定の妥当性
 - ② 事前の想定と施策実施時期における客観情勢の乖離
 - ③ 施策の具体的な仕組上の問題点
 - ④ 予算執行面における問題点

【効率性の評価】

- アウトプットに対してインプットが適切なものになっているか（コストパフォーマンスの観点）の分析。
- 事前に想定した政策効果が得られたとしても、それに要するコスト（予算執行額や要した時間など行政として投入した全ての資源）が課題であれば、効率性は低いと評価され、改善が必要となる。

【現状分析】

- 有効性の評価及び効率性の評価の結果を踏まえ、施策目標についての総合的な評価や明らかになった課題を記載する。

【概要】令和6年度実績評価書（案）（施策目標Ⅶ-1-5）

基本目標Ⅶ： ナショナル・ミニマムを保障し、社会変化に対応した福祉サービスを提供するとともに、自立した生活の実現や安心の確保等を図ること

施策大目標 1： 地域住民の様々なニーズに対して、地域の関係機関が連携して、必要な福祉サービスや支援を包括的に提供しつつ、地域の多様な主体の参加・協働を促し、地域共生社会を実現すること

施策目標 5： 自殺総合対策大綱に基づき、自殺対策を推進すること

現状（背景）

- **自殺対策基本法及び自殺総合対策大綱(★)**に基づき、自殺の防止、自殺者の親族等の支援の充実を図り、もって国民が健康で生きがいを持って暮らすことのできる社会の実現のため、自殺対策を推進。
(★現行：令和4年10月14日閣議決定)
 - ▶ 法においては、自殺対策を地域レベルの取組を中心とするため、都道府県及び市町村に対して、地域の自殺実態、特性に応じた自殺対策計画の策定を義務付け。
 - ▶ 国は、地域自殺対策強化交付金により、地域における自殺の実態及び特性に即した自殺対策等（※）を推進する地方自治体及び民間団体を財政面から支援。
(※ 対面・電話・SNS相談の実施、人材養成の支援、支援情報や相談窓口情報の周知、自殺未遂者や自殺念慮者等への支援 等)
- 自殺対策基本法が成立した平成18年とコロナ禍以前の令和元年とを比較すると、男性は38%減、女性は35%減となるなど、着実に自殺対策の成果を挙げてきた。
- しかし、依然として日本の自殺死亡率は先進国の中で高い水準にあり、令和6年の自殺者数は20,320人（対前年比約0.2%減）となり統計を開始した昭和53年以降で2番目に少ない数値となったものの、なお年間2万人を超え、自殺リスクの高まりが懸念される状況が続いている。
- 小中高生の自殺者数は近年増加傾向が続き、令和6年では529人と、統計のある昭和55年以降で最多。
 - * こどもの自殺対策については、こども家庭庁を中心とした「こどもの自殺対策に関する関係省庁連絡会議」において令和5年6月にとりまとめられた「こどもの自殺対策緊急強化プラン」を踏まえて推進。
- 自殺の多くは多様かつ複合的な原因及び背景を有しており、様々な要因が連鎖する中で起きている。
 - * 令和6年中の原因・動機特定者は18,335人であり、原因・動機は「健康問題」が一番多く（12,029件）、「経済・生活問題」、「家庭問題」、「勤務問題」と続いている。

* 自殺リスクの高まりへの懸念から、対面、電話、SNSを活用した相談支援体制の拡充、各種相談に対応する人材の養成、情報発信の強化等を図っている（具体的な対策は下記）。

- ・ こころの健康相談統一ダイヤルの夜間相談体制強化
- ・ 全国規模でSNS相談を実施する「基幹SNS相談事業者」を選定し、事業者と都道府県等や支援団体が連携し、入口から出口まで一環した包括的支援体制を構築 等

課題 1

自殺リスクの高まりへの懸念に対し、自殺を未然に防止するための対策を強化し、自殺死亡率を減少させる必要

達成目標 1

地域レベルの実践的な自殺対策の取組の更なる推進等

【測定指標】 太字・下線が主要な指標

1 人口10万人当たりの自殺者数（アウトカム）

2 地域自殺対策強化交付金を活用して、事業を実施する都道府県、市町村及び民間団体数（アウトプット）

【参考】

- 3 地域自殺対策強化交付金を活用して、自殺対策の相談窓口を設置する自治体数（アウトカム）
- 4 (ア)「10歳～19歳」及び(イ)「20歳～29歳」の人口10万人当たりの自殺者数（アウトカム）
- 5 原因・動機が特定された自殺者のうち、自殺の原因・動機が「勤務問題」であった件数（アウトカム）

課題 2

地域住民が自殺に関して相談しやすい環境を更に整備する必要

達成目標 2

自殺や自殺対策に関する知識の普及・啓発

6 自殺対策は自分自身に関わる問題であると思う人の割合（アウトカム）

- 【参考】
- 7 こころの健康相談統一ダイヤルの実施回数（アウトプット）
 - 8 SNSを活用した相談事業における相談件数（延べ件数）（アウトプット）

【概要】令和6年度実績評価書（案）（施策目標Ⅶ-1-5）

総合判定

赤字は主要な指標

※ 令和5年度で評価

【達成目標1 地域レベルの実践的な自殺対策の取組の更なる推進等】

指標1: △(目標達成率 80%)※ 指標2: ○(目標達成率 103%)

【達成目標2 自殺や自殺対策に関する知識の普及・啓発】

指標6: ×(目標達成率 79%)

〔参考指標7〕令和5年度(直近)実績: 前年度比 29%増

〔参考指標8〕令和5年度(直近)実績: 前年度比 1%増

【目標達成度合いの測定結果】

④(進展が大きくない)

【総合判定】

B(達成に向けて進展あり)

(判定理由)

- ・ 主要な指標である指標1及び指標6の達成状況については、「△」及び「×」となっているが、国を挙げた自殺総合対策が着実に成果を上げてきたことなどにより、自殺統計に基づく直近年(令和6年)の自殺者数は統計開始以降2番目に少ない数値となっていることや、通年及び自殺予防週間・自殺対策強化月間を通じた集中的な広報を継続的に実施し、参考指標7・参考指標8が増加傾向にあることから、目標達成に向けて一定の進展があると考え、上記のとおり判定した。

施策の分析

《有効性の評価》

- ・ 指標6(自殺対策は自分自身に関わる問題であると思う人の割合)については、目標は達成できなかったが、その要因としては近年、割合が6割前後で横ばい傾向にあることから、通年及び自殺予防週間・自殺対策強化月間を通じた広報等が一定の層には届き、根付いていると考えられる一方、自殺対策を自分事として捉えていない無関心層に対してアウトリーチできていない可能性が考えられるが、自殺統計に基づく直近年(令和6年)の自殺者数は統計開始以降2番目に少ない数値となっていることから、通年及び自殺予防週間・自殺対策強化月間を通じた集中的な広報の継続的な実施など、自殺や自殺対策に関する知識の普及・啓発に係る各種取組は一定の効果が出ていると評価できる。

《効率性の評価》

- ・ 指標6については、本達成目標に係る予算事業の「自殺対策推進経費」について、業務実施者の選定にあたり総合評価による一般競争入札での競争性のある調達方式としていたことから、毎年度時代に即した新しい内容に見直ししながら、効率的に事業が実施されていると評価できる。

《現状分析》

- ・ 指標6については、目標を達成することはできなかったが、自殺統計に基づく直近年の自殺者数は統計開始以降2番目に少ない数値となっていることから、一定の進展があると評価しつつも、目標達成を目指し、引き続き国民の自殺対策への理解促進に取り組む必要がある。

次期目標等への反映の方向性(施策及び測定指標の見直しについて)

【達成目標1】

- ・ 指標1・2については、引き続き目標達成を目指し、取組を進めていく。

【達成目標2】

- ・ 指標6については、目標年度(令和8年度)の目標値の達成に向け、広報事業等の効果分析を行い、新しい広告メニューや媒体の活用等によって、より一層の目標達成のための普及啓発を実施していく。

自殺対策基本法の一部を改正する法律の概要

改正の趣旨

- 自殺対策基本法が平成18年に施行されて以降、我が国の自殺者の総数は減少傾向にあるが、近年、こどもの自殺者数は増加傾向が続いている。
令和6年の児童生徒の自殺者数(暫定値)は、527人で過去最多となった(平成30年以降、約43%増・最も数が少なかった平成5年と比べ約2.7倍)。
10代における死亡原因の第1位が「自殺」であるのは、G7で我が国だけである。
- こうした極めて深刻な状況に対処するため、こどもに係る自殺対策を推進するための体制整備・措置について定めるほか、デジタル技術を活用した施策の展開、自殺リスク情報の迅速な把握、自殺を助長する情報・設備等対策、自殺未遂者等・自殺者の親族等への支援の強化について定める。

改正の概要

1. 基本理念の追加(第2条第6項・第7項)

- 自殺対策は、デジタル社会の進展を踏まえ、情報通信技術、人工知能関連技術等の適切な活用を図りながら展開されるようにするとともに、自殺の防止においては、インターネット等を通じて流通する自殺に関連する情報が及ぼす影響に関する適切な配慮のための取組の促進に特に留意する旨を明記
- こどもが自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利利益の擁護が図られ、将来にわたって健康で心豊かな生活を送ることができる社会の実現を目指し、こどもに係る自殺対策を社会全体で取り組むことを明記

2. こどもの自殺の防止等に係る国の責務の改正及び学校の責務の追加

- こどもに係る自殺対策について、内閣総理大臣、文部科学大臣及び厚生労働大臣は、その自殺の実態等を踏まえて適切かつ効果的に策定され、及び実施されるよう、相互に又は関係行政機関の長との間において緊密な連携協力を図りつつ、それぞれの所掌に係る施策を推進することを明記(第3条第2項)
- 学校について、基本理念にのっとり、関係者との連携を図りつつ、こどもの自殺の防止等に取り組むよう努めることを明記(第5条)

3. 基本的施策の拡充

- 自殺防止等の観点から、学校における心の健康の保持のための健康診断等の措置や、精神保健に関する知識の向上について規定(第17条第3項)
- 精神科医等の医療従事者に対する自殺の防止等に関する研修の機会の確保について規定(第18条)
- 自殺発生回避のための適切な対処に必要な情報が関係機関及び関係団体に迅速かつ適切に提供されるための措置について規定(第19条第2項)
- 自殺の助長につながるような情報、物品、設備等について適切な管理、配慮等に関して注意を促すための措置について規定(第19条第3項)
- 自殺未遂者等への継続的な支援を明記(第20条)、自殺者の親族等の支援について、その生活上の不安の緩和とともに、総合的な支援を規定(第21条)

4. 協議会(第4章)

- 地方公共団体は、第19条(自殺発生回避のための体制の整備等)及び第20条(自殺未遂者等の支援)の施策でこどもに係るものを実施するに当たっては、学校、教育委員会、児童相談所、精神保健福祉センター、医療機関、警察署等の関係機関、自殺対策に係る活動を行う民間団体等をもって構成する協議会を置くことができることとし、協議会はこどもの自殺の防止等について情報交換及び必要な対処等の措置の協議を行うこととする旨を規定

5. 状況の変化等を踏まえた検討(附則第2条)

- 自殺に関する状況の変化、自殺対策に係る諸施策の実施の状況等を踏まえ、必要な見直し等の措置が講ぜられるものとする旨を規定

6. こども家庭庁の所掌事務の追加(改正法附則第3項)

- こども家庭庁の所掌事務として、こどもに係る自殺対策を規定

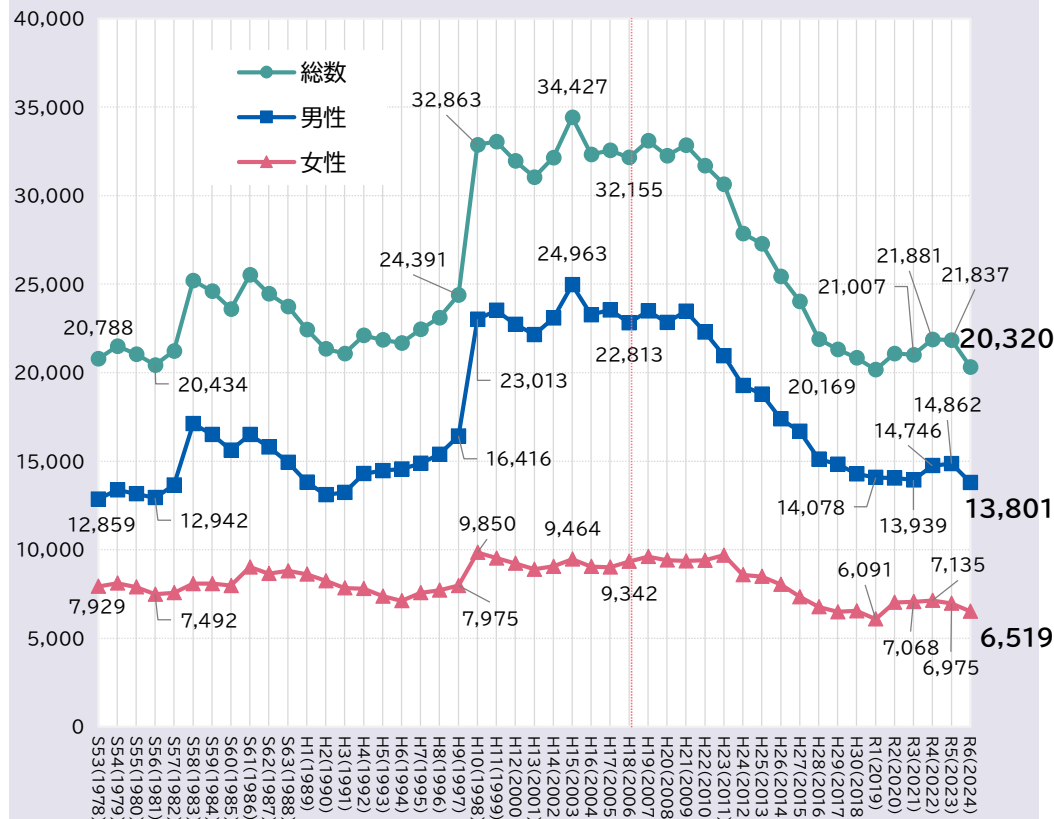
施行日：公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日(ただし、3(第17条第3項部分)、4、6は、令和8年4月1日)

【令和6年（確定値）】自殺者数の推移

令和7年3月28日現在

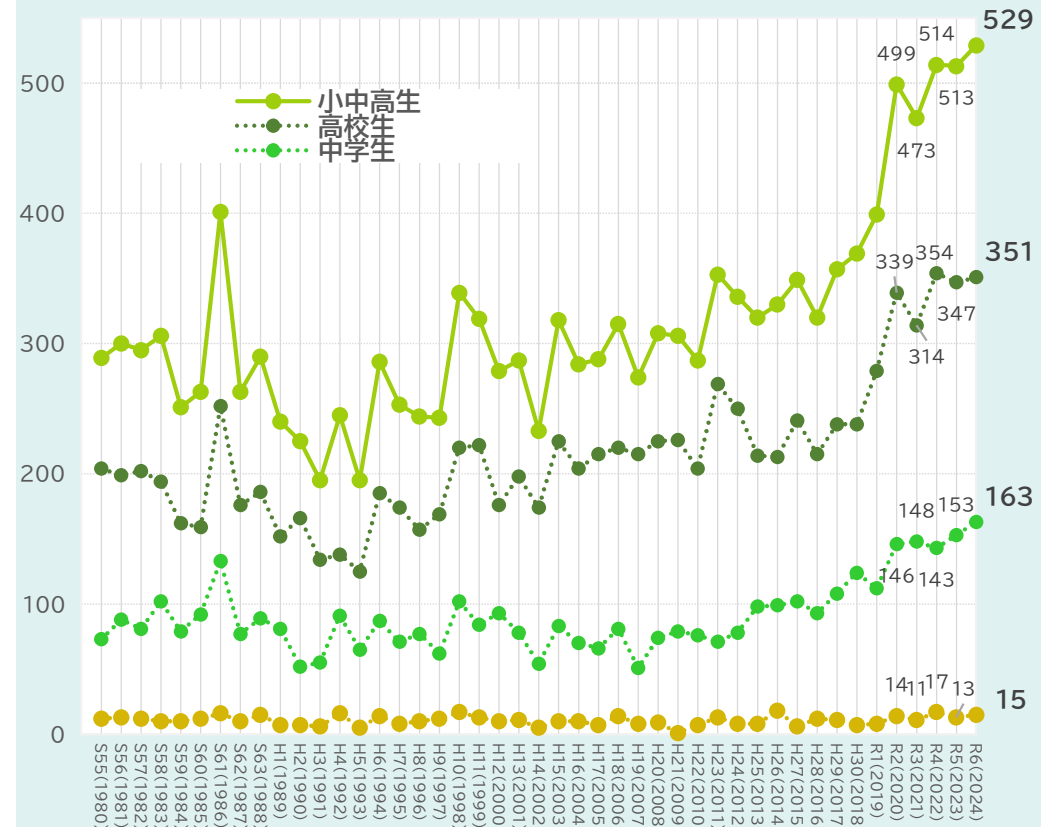
自殺者総数・男女別の推移

- 自殺対策基本法が成立した平成18年と、コロナ禍以前の令和元年の自殺者数を比較すると、自殺者総数は37%減、男性は38%減、女性は35%減となった。
(H18 32,155人 → R1 20,169人)
- 令和6年（確定値）は、自殺者総数が前年を下回り、20,320人となっている。また、男性の自殺者数が3年ぶりに減少し、女性の自殺者数が2年連続で減少している。



小・中・高生の自殺者数の推移

- 小中高生の自殺者数は、増加傾向となっている。
- 令和6年（確定値）は、529人であり、過去最多となっている。



資料：警察庁自殺統計原票データより厚生労働省自殺対策推進室作成

「第4次自殺総合対策大綱」 (令和4年10月14日閣議決定)のポイント

- 自殺対策基本法が成立した平成18年と、コロナ禍以前の令和元年の自殺者数を比較すると男性は38%減、女性は35%減となっており、これまでの取組みに一定の効果があったと考えられる。(平成18年:32,155人→令和元年:20,169人)
- 自殺者数は依然として毎年2万人を超える水準で推移しており、男性が大きな割合を占める状況は続いているが、更にコロナ禍の影響で自殺の要因となる様々な問題が悪化したことなどにより、女性は2年連続の増加、小中高生は過去最多の水準となっていることから、今後5年間で取り組むべき施策を新たに位置づける。

1 子ども・若者の自殺対策の更なる推進・強化

- ▶ 自殺等の事案について詳細な調査や分析をすすめ、自殺を防止する方策を検討。
- ▶ 子どもの自殺危機に対応していくチームとして学校、地域の支援者等が連携し自殺対策にあたることができる仕組み等の構築。
- ▶ 命の大切さ・尊さ、SOSの出し方、精神疾患への正しい理解や適切な対応等を含めた教育の推進。
- ▶ 学校の長期休業時の自殺予防強化、タブレットの活用等による自殺リスクの把握やプッシュ型支援情報の発信。
- ▶ 令和5年4月に設立が予定されている「こども家庭庁」と連携し、子ども・若者の自殺対策を推進する体制を整備。

2 女性に対する支援の強化

- ▶ 妊産婦への支援、コロナ禍で顕在化した課題を踏まえた女性の自殺対策を「当面の重点施策」に新たに位置づけて取組を強化。

3 地域自殺対策の取組強化

- ▶ 地域の関係者のネットワーク構築や支援に必要な情報共有のためのプラットフォームづくりの支援。
- ▶ 地域自殺対策推進センターの機能強化。

4 総合的な自殺対策の更なる推進・強化

- ▶ 新型コロナウイルス感染症拡大の影響を踏まえた対策の推進。
- ▶ 国、地方公共団体、医療機関、民間団体等が一丸となって取り組んできた総合的な施策の更なる推進・強化。

■ 孤独・孤立対策等との連携 ■ 自殺者や親族等の名誉等 ■ ゲートキーパー普及※ ■ SNS相談体制充実 ■ 精神科医療との連携
■ 自殺未遂者支援 ■ 勤務問題 ■ 遺族支援 ■ 性的マイノリティ支援 ■ 誹謗中傷対策 ■ 自殺報道対策 ■ 調査研究 ■ 国際的情報発信など

※ゲートキーパーとは、悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聴いて、必要な支援につなげ、見守る人のこと。

こどもの自殺対策緊急強化プラン（概要）

- 近年、小中高生の自殺者数は増加しており、令和4年の小中高生の自殺者数は514人と過去最多となった。
- 関係省庁連絡会議を開催。有識者・当事者の方々からのヒアリングも踏まえ、こどもの自殺対策の強化に関する施策をとりまとめた。
- このとりまとめに基づき、自殺に関する情報の集約・分析、全国展開を目指した1人1台端末の活用による自殺リスクの把握や都道府県等の「若者自殺危機対応チーム」の設置の推進など、総合的な取組を進めていく。
- 今後、さらにそれぞれの事項についてより具体化を図った上で、こども大綱に盛り込めるよう検討を進める。

こどもの自殺の要因分析

- ・ 警察や消防、学校や教育委員会、地方自治体等が保有する自殺統計及びその関連資料を集約し、多角的な分析を行うための調査研究の実施（自殺統計原票、救急搬送に関するデータ、CDRによる検証結果、学校の設置者等の協力を得て詳細調査の結果等も活用）
- ・ 学校等における児童生徒等の自殺又は自殺の疑いのある事案についての基本調査・詳細調査の実施。国における調査状況の把握・公表 等

自殺予防に資する教育や普及啓発等

- ・ すべての児童生徒が「SOSの出し方に関する教育」を年1回受けられるよう周知するとともに、こどものSOSをどのように受け止めるのかについて、教員や保護者が学ぶ機会を設定
- ・ 「心の健康」に関して、発達段階に応じて系統性をもって指導。「心の健康」に関する啓発資料の作成・周知 等

自殺リスクの早期発見

- ・ 1人1台端末の活用等による自殺リスクの把握のための、システムの活用方法を周知し、全国の学校での実施を目指す。科学的根拠に基づいた対応や支援のための調査研究
- ・ 自殺リスク含む支援が必要なこどもや家庭を早期に把握・支援するため、個人情報などの適正な取扱いを確保しながら、教育・保健・福祉などの情報・データを分野を超えた連携に取り組む
- ・ 公立小学校、中学校等でのスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の配置促進 等

電話・SNS等を活用した相談体制の整備

- ・ 「孤独ダイヤル」（#9999）の試行事業の実施
- ・ LINEやウェブチャット・孤立相談等のSNSを活用した相談体制の強化 等

自殺予防のための対応

- ・ 多職種の専門家で構成される「若者の自殺危機対応チーム」を都道府県等に設置し、自殺未遂歴や自傷行為の経験等がある若者など市町村等では対応が困難な場合に、助言等を行うモデル事業の拡充。その上で、危機対応チームの全国展開を目指す
- ・ 不登校児童生徒への教育機会の確保のための関係機関の連携体制の整備や、不登校特例校の設置促進・充実 等

遺されたこどもへの支援

- ・ 地域における遺児等の支援活動の運営の支援 等

こどもの自殺対策に関する関係省庁の連携及び体制強化等

- ・ こども家庭庁の自殺対策室の体制強化、関係省庁と連携した啓発活動
- ・ 「こども若者★いけんぷらす」によるこどもの意見の公聴、制度や政策への反映（支援につながりやすい周知の方法も含む）
- ・ 関係閣僚によるゲートキーパー研修の受講及び全国の首長に向けた受講呼びかけメッセージの作成 等 10

こどもの自殺対策緊急強化プランのポイント

リスクの早期発見

1人1台端末の活用等により、 自殺リスクの把握

や適切な支援につなげるため、有償・無償で利用できるシステムやその活用方法、マニュアル等を整理・作成し、全国教育委員会等に周知し、全国の学校での実施を目指すとともに、科学的根拠に基づいた対応や支援を可能とするための調査研究を実施し成果を普及する



的確な対応

多職種の専門家で構成される 「若者の自殺危機対応チーム」

を都道府県等に設置し、自殺未遂歴や自傷行為の経験等がある若者など市町村等では対応が困難な場合に、助言等を行うモデル事業の拡充を図るとともに、より効果的な取組となるよう、運営に関するガイドラインの策定も含め、実施自治体に対し、指定調査研究等法人が必要な支援を行う。その上で、「若者の自殺危機対応チーム」の全国への設置を目指す



要因分析

警察や消防、学校や教育委員会、地方自治体等が保有する自殺に関する統計及びその関連資料を 集約し、多角的な分析を行う

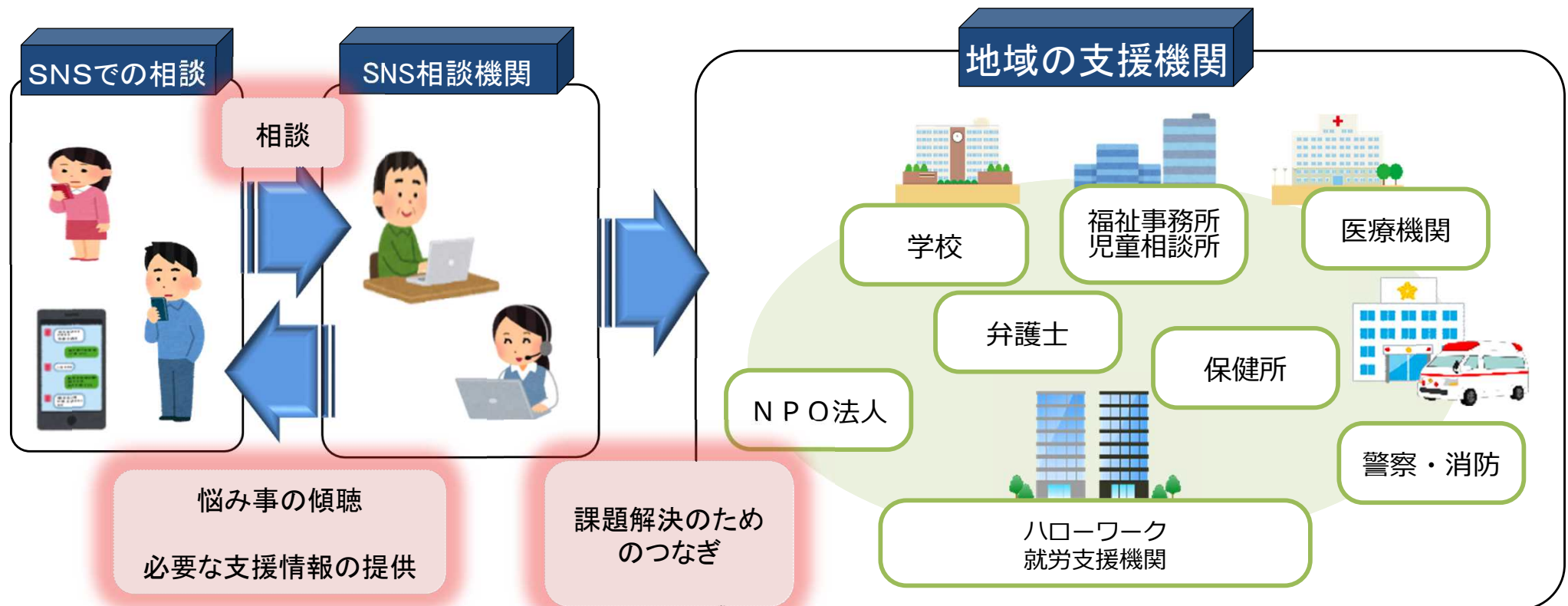
ための調査研究を立ち上げ、EBPMの視点も踏まえ、こどもの自殺の実態解明に取り組むとともに、分析に当たっての課題把握に取り組む



こどもが自ら命を絶つようなことのない社会の実現

SNS相談のイメージ

- ①相談内容を見て悩みごとを確認
- ②自殺リスクが高い方を優先して対応
- ③緊急性が高い場合には、警察につなぐ
- ④対応方法の検討、アドバイス
- ⑤悩みの内容・課題に応じて身近な地域の支援機関につなぐ
(事案によっては同行も)



地域自殺対策強化交付金による自殺対策の推進

令和7年度当初予算 32億円 (31億円) ※()内は前年度当初予算額
※令和6年度補正予算額 20億円

1 事業の目的

- 我が国の自殺者数は、21,837人(令和5年)となっており、依然として高い水準で推移している深刻な状況にある。
- 自殺対策基本法に基づき、地域における自殺の実態及び特性に即した自殺対策等を支援するために、交付金を交付することとしている。
- 地域の特性に応じた継続的な対策を後押しし、「誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現」を目指す。

2 事業の概要・スキーム

交付金の交付により、地域の実情に応じた実践的な取組を行う地方自治体や広く全国に事業を展開する民間団体の取組を支援する。

【事業内容】

<①地域自殺対策強化事業(地方自治体向け) 交付率: 1/2,2/3,10/10>

- 対面、電話、SNS相談の実施
 - ・自殺予防関連の相談会の開催
 - ・電話・SNSを活用した相談体制等の強化(拡充)
- 人材養成の支援
 - ・各種相談員の養成
 - ・ゲートキーパーの養成
- 適切な情報の発信
 - ・支援情報や自殺相談窓口等に関する情報の周知
- 自殺未遂者や自死遺族への支援
 - ・自殺未遂者への継続的支援や自死遺族団体に対する活動支援
- こども・若者の自殺危機対応チームによる支援の実施 等

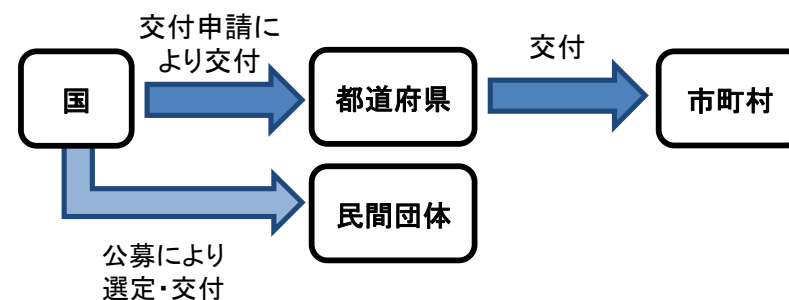
<②自殺防止対策事業(民間団体向け) 交付率: 10/10>

- ・電話・SNSを活用した相談体制等の強化(拡充)
- ・自殺念慮者やハイリスク者に対するアウトリーチ支援
- ・ゲートキーパーになった者に対する支援 等

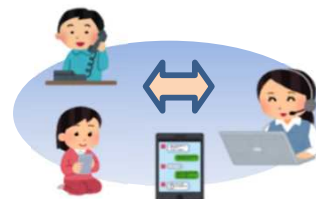
3 実施主体等

- 実施主体: 都道府県・市町村、民間団体
- 交付率: 1/2,2/3,10/10(都道府県・市町村)
: 10/10(民間団体)

資金の流れ



電話・SNSを活用した
相談体制等の強化



こども・若者の
自殺危機対応チーム
による支援の実施



夏季休暇時期におけるこども・若者の自殺防止に向けた普及啓発の取組について (令和6年度の取組)

こどもの自殺は長期休暇明け前後に増加する傾向があることから、こども・若者に向けたポスターや動画を作成し相談窓口を周知。夏季休暇中から、重層的な啓発活動を実施。

① 7月12日 <夏季休暇前からの準備>

- ▶ 長期休暇明けの児童生徒の自殺予防に係る取組の徹底について、自治体、教育委員会、学校等に通知を发出
 - 厚労省、文科省、こども家庭庁が、同日付で、お互いの通知を引用し添付する形で通知
 - 8月からの広報ポスターの掲示の協力依頼、学校において悩みや不安を抱える児童生徒の早期発見・早期対応、こども政策担当部局、教育委員会指導事務主管課、自殺対策主管部局等の関係機関との連携等

② 8月1日～

- ▶ こども・若者向けのポスター、動画等による集中的な啓発活動の実施 <こども・若者に向けた普及啓発>
 - 各省庁(※)、全国の自治体、学校、関係団体、支援団体、SNS事業者等と連携した情報発信
 - ※ 孤独・孤立対策推進室、孤独・孤立対策官民連携プラットフォームとも連携
 - こども・若者も多く利用するYouTubeやSNSの動画広告の掲載
 - ウェブサイト「まもろうよこころ」内の「広げてみよう支え合い」のページを活用した情報発信、厚労省X(旧Twitter)への投稿
 - 厚労省、文科省、こども家庭庁、内閣府孤独・孤立対策推進室の4省庁連名のプレスリリース

③ 8月27日

- ▶ こども・若者等の自殺予防に向けた文部科学大臣のメッセージのSNS等発信 <こども・若者、保護者に向けた普及啓発>
- ▶ 教育委員会、学校への通知の发出
 - 各学校が相談窓口等の情報を児童生徒のタブレット端末等に掲載
- ▶ 自殺予防週間に向けた厚生労働大臣閣議発言・閣議後会見冒頭発言や、厚労大臣、文科大臣、こども政策担当大臣、孤独・孤立対策担当大臣の大臣連名メッセージのSNS等発信 <こども・若者、保護者を含む全世代への普及啓発>

④ 9月上旬～ 自殺予防週間の取組として全国の自治体、関係団体における相談事業の実施、拡充

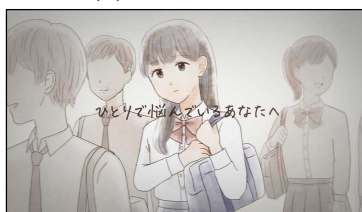
<こども・若者に向けたポスター・動画(相談窓口の案内)>

<文科大臣、こども政策担当大臣、孤独・孤立対策担当大臣、厚労大臣メッセージ>

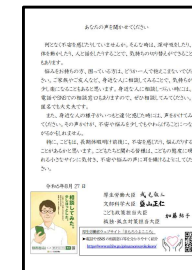
(1) ポスター



(2) 15秒動画



(3) 6秒動画



令和6年度 自殺対策強化月間における広報の取組

- 全国でのポスターの掲示やインターネット動画等を活用し幅広く、「SNSや電話の相談窓口（まもろうよ ころろ（※））」の周知。
- 特に、自殺者数の多い中高年層や子ども・若者を中心に相談を呼びかけ。

【広報ポスター・動画広告等】

ポスター

- 中高年男性や子ども・若者を主なターゲットとして相談を呼びかけ



※全国の自治体、公共施設、学校、医療機関、駅舎、商業施設等での掲示やSNSでの呼びかけ

動画広告

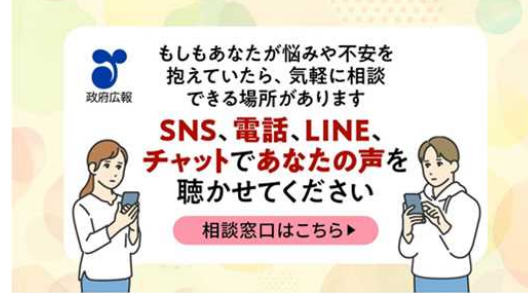
- YouTube、Yahoo!等でのスキップができない6秒間/15秒間の短時間動画を配信



【政府広報】

インターネットバンナー広告

- Yahoo!ニュース等にバンナーを掲出→クリックすると厚生労働省ウェブサイト「まもろうよ ころろ」へ誘導



【その他の広報】

検索連動広告、SNS投稿

- Google、Yahoo!で自殺に関連する言葉を検索した方に相談窓口を表示



- 自殺対策強化月間に向けて、各種広報媒体を活用し、相談窓口及びゲートキーパー等について投稿



X、Facebook、Instagram等のSNS広告

- X・Facebook・Instagram等において、ポスターや動画を配信



※ 厚生労働省ウェブサイト「まもろうよ ころろ」
<https://www.mhlw.go.jp/mamorouyokokoro/>



【鉄道事業者との連携】

JR東日本電車内デジタルサイネージ

- 【放映期間】 3/31(月)～4/6(日)
- 【放映線区】 首都圏主要線区
- 【15秒動画】 ※音声なし



※イメージ

JR西日本電車内デジタルサイネージ

- 【放映期間】 3月
- 【放映線区】 近畿圏主要線区
- 【15秒動画】 ※音声なし



※イメージ